

子ども・子育て支援新制度施行に向けて
市が定めなければならない基準について

基準等	内 容
支給認定に関する基準 (支給認定基準)	<p>教育・保育施設等の利用者が、子ども・子育て支援新制度において創設される「子どものための教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）」を受けるにあたり、市から認定を受けるための基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1号認定 3～5歳児 ■ 2号認定 3～5歳児（保育を必要とする） ■ 3号認定 0～2歳児（保育を必要とする）
地域型保育事業の認可基準	<p>国及び地方公共団体以外の者が、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を行うにあたり、市から認可を受けるための基準</p> <p>利用は原則3歳未満児（3号認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小規模保育事業（定員6～19人） ■家庭的保育事業（定員5人以下） ■事業所内保育事業（従業員の子どものほか地域枠） ■居宅訪問型保育事業（原則1：1）
施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設の運営に関する基準 (確認制度)	<p>教育保育施設（認定こども園、認可幼稚園、認可保育所）及び地域型保育事業者（小規模保育・家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）が「子どものための教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）」対象施設であることを市から確認を受けるための基準</p>
放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準 (放課後児童クラブの運営基準)	<p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施するにあたり、遵守しなければならない設備及び運営上の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国に従うべき基準：従事者、員数 ■参酌すべき基準：児童の集団の規模、施設・設備、開所日数・開所時間等

--	--